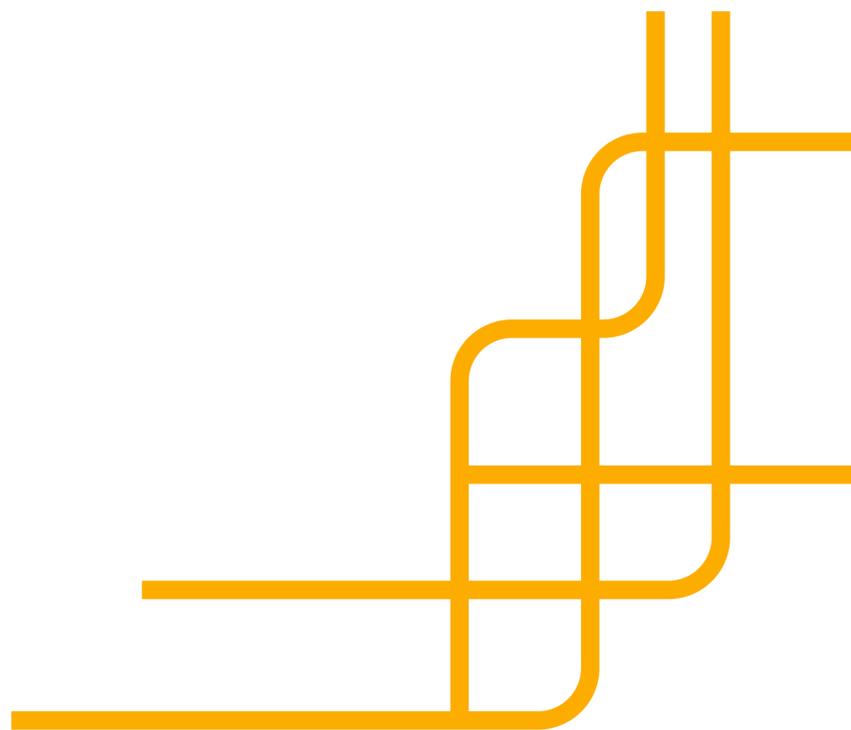


重層的支援体制整備事業 実施計画



1 計画の趣旨及び位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定するものです。

重層的支援体制整備事業は、令和3年4月施行の改正社会福祉法において、市町村の任意事業として創設された事業であり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する以下の事業を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するものです。

<p>包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
<p>参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
<p>地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びを生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<p>多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援機関の役割分担を図る

2 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮等分野毎の支援機関において、相談者の属性・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、相談者の抱える問題を整理し、利用可能な福祉サービス等の提供のための調整及び適切な支援機関へのつなぎ等を実施します。
- ・ 単独の支援機関だけでの対応が困難な場合は、ICTによる情報連携システムや多機関協働事業を活用するなどして、各支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

【実施体制】

分野	実施機関	機関数※	実施方式	所管課
高齢	地域包括支援センター	5	委託	福祉保健部 地域包括ケア推進課
障がい	相談支援事業所	5	委託	福祉保健部 福祉課
子ども	子ども家庭サポートセンター	1	直営	教育委員会 子育て支援課
生活困窮	社会福祉協議会	1	委託	福祉保健部 福祉課

※機関数は令和7年4月1日予定数

【設置形態】

これまで築いてきたネットワークを活かすため、既存の各分野の拠点はそのままに他分野の支援機関と連携して対応する形態(基本型事業・拠点)とします。

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態です。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応します。単一の事業の人員配置基準を満たすものです。

(2) 参加支援事業

- ・ 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や家族のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを築くための支援を行います。
- ・ 支援対象者と支援メニューのマッチング後も支援対象者や受け入れ先へのフォローアップを行い、社会とつながり続けることを支援します。
- ・ 支援対象者の課題やニーズを丁寧に把握し、それに応じた支援プランを作成します。

【実施体制】

実施機関	実施方式	所管課	実施内容
福祉保健部 地域包括ケア推進課	直営	—	参加支援事業支援プラン作成
三条こもりびと 支援センター	委託	福祉保健部 福祉課	社会資源等とのマッチング、 フォローアップ
青少年育成 センター	委託	教育委員会 子育て支援課	青少年相談、 社会資源等とのマッチング

(3) 地域づくり事業

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野の取組を活かしつつ、地域包括支援センターに配置の生活支援コーディネーターを中心に、世代や属性を超えて市民が交流、参加できる場づくりを行うとともに、個々のニーズに合わせて居場所や活動につなぐコーディネートを行います。
- ・ 第1層の生活支援コーディネーター(市の重層コーディネーター兼務)が主体となり、各分野の既存の地域づくりの取組との連携、企業や地域コミュニティ等と協力促進に向けた関係者同士で顔が見える関係づくりの構築と、市民や地域の多様な活動・資源とのつながりが生まれる環境整備を行います。

【実施体制】

分野	実施事業	実施か所数 ※	実施方式	所管課
—	生活支援体制 整備事業 (第1層・第2層生活支援 コーディネーターの配置)	第1層生活支援 コーディネーター 1か所	直営	福祉保健部 地域包括ケア推進課
		第2層生活支援 コーディネーター 5か所	委託	
高齢	生活支援体制 整備事業 (就労的活動支援 コーディネーターの配置)	1か所	委託	福祉保健部 高齢介護課
高齢	地域介護予防活動 支援事業	—	委託・ 直営	福祉保健部 高齢介護課
障がい	地域活動支援 センター事業	6か所	委託	福祉保健部 福祉課
子ども	地域子育て支援 拠点事業	10か所	委託・ 直営	教育委員会 子育て支援課
生活 困窮	生活困窮者のため の地域づくり事業	1か所	委託	福祉保健部 福祉課

※実施か所数は令和7年4月1日予定数

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 既存のサービスの活用が困難な課題を抱える世帯など、支援対象者の状況に応じて、関係機関と連携し、訪問等により本人、家族等との信頼関係を構築します。
- 継続的な支援を通して適切な支援につなぎ、その後も見守りや伴走支援を行います。
- 本人、家族の支援において、関係機関と連携が必要な場合は、多機関協働事業を活用し、プラン作成するなどして支援体制を整えます。

【実施体制】

実施機関	実施方式	所管課	実施内容
福祉保健部 地域包括ケア推進課	直営	—	アウトリーチ等継続的支援 事業プラン作成
三条こもりびと 支援センター	委託	福祉保健部 福祉課	支援対象者へ働きかけ、 伴走支援
青少年育成 センター	委託	教育委員会 子育て支援課	青少年相談、伴走支援

(5) 多機関協働事業

- 複雑化・複合化した問題を抱え、様々な課題の解きほぐしが求められるケース支援の調整役となる重層コーディネーターを地域包括ケア推進課に配置し、支援機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といったケース支援全体の調整機能の役割を果たします。
- 重層コーディネーターは、重層的支援会議や支援会議を開催し、支援関係機関と連携しながら、支援内容の調整・共有を行うとともに、必要に応じて包括的な支援プランを作成し、支援状況の進捗管理を行います。
- 日常生活圏域毎の各分野の支援関係機関の顔の見える関係づくりを進めるとともに、ICTによる情報連携システムを活用した効率的・効果的な情報共有の体制づくりや、支援者間の連携強化・資質向上のための研修等を実施します。

会議名	内容
重層的支援会議	本人の同意に基づき、支援関係機関で支援方針の検討や役割分担を行います。多機関協働事業等のプランを作成し、支援の進捗状況に応じて再プランの策定、終結時等の評価を行います。
支援会議	本人の同意がない場合にも、緊急性がある場合や早期に支援体制を整える必要がある事例について、守秘義務を設け、支援関係機関で情報共有や支援体制の検討を行います。

【実施体制】

実施機関	実施方式
福祉保健部 地域包括ケア推進課	直営

3 計画期間と進捗管理・評価

本計画の期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

本計画に記載する重層的支援体制整備事業の進捗管理と評価については、本計画で設定した評価指標に基づき、三条市包括ケア推進会議において毎年度検証を行います。また、事業の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

4 重層的支援体制整備事業の評価指標

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(支援会議・重層的支援会議実施により) 関係機関と連携がしやすくなったと感じる支援者の割合	支援者アンケートの実施により算出	令和7年度以降に設定	令和7年度以降に設定	100%
(支援会議・重層的支援会議実施により) 負担感の軽減につながったと感じる支援者の割合	支援者アンケートの実施により算出	令和7年度以降に設定	令和7年度以降に設定	100%
多機関協働事業利用者 のうち、参加支援事業 またはアウトリーチ等継続支援事業につながった者の割合	令和7年度実績により設定	—	—	増加
各支援機関のネットワーク構築が図られたと感じる支援者の割合	支援者アンケートの実施により算出	令和7年度以降に設定	令和7年度以降に設定	100%